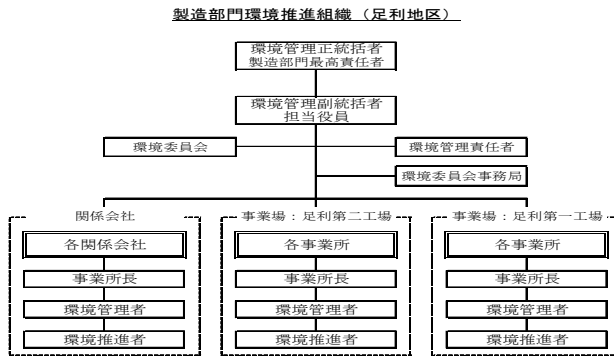


(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書(2025年度)															
2025年 6月 5日															
栃木県知事 福田 富一 様															
提出者 住 所 東京都新宿区北新宿 2-21-1 新宿フロントタワー 22F アキレス株式会社 代表取締役社長 日景 一郎															
代理者 住 所 栃木県足利市借宿町 668番地 アキレス株式会社 製造管理本部長 小林 一俊															
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。															
事業場の名称	アキレス株式会社 足利第一工場														
事業場の所在地	栃木県足利市借宿町668番地														
計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日														
当該事業場において現に行っている事業に関する事項															
①事業の種類	プラスチック製品製造業														
②事業の規模	18,249百万円														
③従業員数	523名(2025年4月1日現在)														
④産業廃棄物の一連の処理の工程(代表例)	<table border="1"><tr><td>特別管理廃油</td><td>→</td><td>焼却施設</td><td>→</td><td>燃え殻(残渣)</td><td>→</td><td>リサイクル</td></tr><tr><td>強アルカリ</td><td>→</td><td>中和処理</td><td>→</td><td>燃料化</td><td>→</td><td>リサイクル</td></tr></table>	特別管理廃油	→	焼却施設	→	燃え殻(残渣)	→	リサイクル	強アルカリ	→	中和処理	→	燃料化	→	リサイクル
特別管理廃油	→	焼却施設	→	燃え殻(残渣)	→	リサイクル									
強アルカリ	→	中和処理	→	燃料化	→	リサイクル									

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度(2024年度)実績】					
	産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	廃油(有害)	強酸	強アルカリ	PCB
	排出量	92t	5t	0t	0t	0t
						総合計97t
(これまで実施した取組) 発生抑制・工程不良及び製品不良等を削減した。 ・発生抑制を考慮した製造方法及び設備改善を検討した。						
② 計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	廃油(有害)	強アルカリ	PCB	
	排出量	98t	7t	2t	0t	
						総合計107t
(今後実施する予定の取組) 発生抑制・工程不良及び製品不良等を削減する。 ・発生抑制を考慮した製造方法及び設備改善を検討する。						

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) —
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) —

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項						
① 現状	【前年度(2024年度)実績】					
	産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	廃油(有害)	強酸	強アルカリ	PCB
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—t	—t	—t	—t	—t
	(これまでに実施した取組) —					
② 計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	廃油(有害)	強アルカリ	PCB	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	—t	—t	—t	—t	—t
	(今後実施する予定の取組) —					
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項						
① 現状	【前年度(2024年度)実績】					
	産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	廃油(有害)	強酸	強アルカリ	PCB
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—t	—t	—t	—t	—t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	—t	—t	—t	—t	—t
	(これまでに実施した取組) —					
② 計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	廃油(有害)	強アルカリ	PCB	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	—t	—t	—t	—t	—t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	—t	—t	—t	—t	—t
	(今後実施する予定の取組) —					
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項						
① 現状	【前年度(2024年度)実績】					
	産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	廃油(有害)	強酸	強アルカリ	PCB
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—t	—t	—t	—t	—t
	(これまでに実施した取組) —					
② 計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	廃油(有害)	強アルカリ	PCB	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—t	—t	—t	—t	—t
	(今後実施する予定の取組) —					

産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
① 現状	【前年度(2024年度)実績】					
	産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	廃油(有害)	強酸	強アルカリ	PCB
	全処理委託量	92t	5t	0t	0t	0t
	優良認定処理業者への処理委託量	72t	0t	0t	0t	0t
	再生利用業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t
	認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	92t	5t	0t	0t	0t
	(これまでに実施した取組) ・ 工程不良及び製品不良等を削減した。 ・ 発生抑制を考慮した製造方法及び設備改善を検討した。					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	廃油(有害)	強アルカリ	PCB	
	全処理委託量	98t	7t	2t	0t	
	優良認定処理業者への処理委託量	77t	0t	2t	0t	
	再生利用業者への処理委託量	0t	7t	0t	0t	
	認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	98t	0t	2t	0t	
	(今後実施する予定の取組) ・ 工程不良及び製品不良等を削減する。 ・ 発生抑制を考慮した製造方法及び設備改善を検討する。					

(第5面)

電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（2024年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	97 t
	(今後実施する予定の取組) ・電子マニフェスト運用継続 ・産廃業者選定時、電子マニフェスト利用可能な業者と優先的に契約する。	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。